

# 公益社団法人須賀川青年会議所定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人（以下、「本会議所」という。）は、公益社団法人須賀川青年会議所  
（英文名 Junior Chamber International Sukagawa）と称する

(事 務 所)

第 2 条 本会議所は、主たる事務所を福島県須賀川市に置く。

(目 的)

第 3 条 本会議所は青年の立場において会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに明るい豊かな地域社会の創造並びに日本の平和と繁栄に寄与し、国際的理解と親善を深める事を目的とする。

(運 営 の 原 則)

第 4 条 本会議所は特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。  
2 本会議所は、特定政党のために利用しない。  
3 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

(事 業)

第 5 条 本会議所は第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 政治・経済・社会及び文化等に関する調査研究及びその改善に資する事業。
- (2) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業。
- (3) 地域社会の健全な発展を目的とする事業。
- (4) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養する事を目的とする事業。
- (5) 文化および芸術の振興を目的とする事業。
- (6) 地球環境の保全又は自然環境の保護および整備を目的とする事業。
- (7) 災害復興支援および風評被害対策を目的とする事業。
- (8) その他、公益目的を達成するための事業。

2 本会議所は、公益事業の推進に資するために必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業。
- (2) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業。
- (3) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業。

3 第 1 項および第 2 項の事業については福島県において行うものとする。

(事 業 年 度)

第 6 条 本会議所の事業年度は毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

## 第 2 章 会 員

(会員の種類および資格)

第 7 条 本会議所の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正 会 員

須賀川市およびその周辺に居住又は勤務する 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年で理事会において入会を承認された者をいう。ただし事業年度中に 40 歳に達した者は、その事業年度の終了まで 正会員としての資格を有する。

(2) 特別会員

40 歳に達した年度の末日まで正会員であったもので理事会において承認された者をいう。

(3) 名誉会員

本会議所に功労あるもので、理事会において承認された者をいう。

(4) 賛助会員

本会議所の趣旨に賛同しその発展を助成しようとする個人、法人又は団体で理事会において入会を承認された者をいう。

2 前項の正会員のうち 40 歳に達した事業年度に本会議所の理事又は監事であった者は、前項に関わらず選任の翌事業年度に関する定時総会の終結の時まで正会員としての資格を有する。

3 このほか会員に関する事項は、別に定める公益社団法人須賀川青年会議所会員資格規定（以下、「会員資格規程」という。）による。

(入 会)

第 8 条 本会議所の正会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 このほか入会に関する事項は、別に定める会員資格規程による。

(会 員 の 権 利)

第 9 条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 賛助会員、特別会員、名誉会員については、別に定める会員資格規程による。

(会 員 の 義 務)

第 10 条 本会議所の会員は、本定款その他の規程を遵守しなければならない。

(正 会 員 の 義 務)

第 11 条 本会議所の正会員は、各種会議、行事に出席する等、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会 費 等 の 納 入 義 務)

第 12 条 事業年度開始日に在籍している正会員及び賛助会員は、総会において定められた会費の納入義務を負うものとする。ただし、第 7 条第 2 項の正会員は、この限りでない。

- 2 正会員、特別会員及び賛助会員は、総会において定めた入会金を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 13 条 本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 正会員全員が同意したとき。(正会員に限る)

(休 会)

第 14 条 やむを得ぬ事由により長期間出席できない正会員は理事会の承認を得て休会することができる。ただし休会中の会費は、これを免除しない。

(退 会)

第 15 条 本会議所を退会しようとする会員はその年度の会費を納入して退会届を理事長に提出しなければならない。

- 2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(除 名)

第 16 条 本会議所の正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権数の3分の2以上の議決により除名することができる。

- (1) 本定款その他の規程に違反したとき。
  - (2) 本会議所の名誉を毀損し、または本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。
  - (3) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
  - (4) 会費納入義務を履行しないとき。
  - (5) 出席義務を履行しないとき。
  - (6) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 特別会員または賛助会員が第1項各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。
  - 4 除名が議決されたときには、当該会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 17 条 会員が第13条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第 3 章 総 会

#### (総会の種類)

第 18 条 本会議所の総会は定時総会および臨時総会の 2 種とする。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年 1 月に開催する定時総会をもって、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

#### (総会の構成)

第 19 条 本会議所の総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

#### (権 限)

第 20 条 総会は、次の各号を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 理事長候補者の選出
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにその付属明細書（以下、「計算書類等」という。）並びに財産目録の承認
- (5) 入会金、会費の額の決定並びにその変更
- (6) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
  1. 会員資格規程
  2. 特定資産管理規程
  3. 役員報酬規程
- (7) 正会員の除名
- (8) 合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (10) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (11) 理事会において総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

#### (開 催)

第 21 条 定時総会は、毎年 1 月に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が決議したとき
- (2) 議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき

#### (招 集)

第 22 条 総会は、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日

を臨時総会の日とする社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集する場合には、次にあげる事項を理事会の決議によって決定しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項

4 理事長は、総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により開催日の1週間前までに正会員に通知を発しなければならない。

5 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議 長)

第 23 条 総会の議長は、出席正会員のうちからこれを選出する。

(決 議)

第 24 条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項及び本定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、選出された候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 27 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人書による議決権の行使)

第 25 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、法令の定めるところにより他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議 事 録)

第 26 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長、理事長及び正会員のうちから選任された議事録署名人 2 名が署名または記名押印しなければならない。

## 第 4 章 役 員 等

(役員の種類および数)

第 27 条 本会議所に次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 20 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長、2 名以上 3 名以内を副理事長、1 名を専務理事とする。

(代 表 理 事)

第 28 条 前条第 2 項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第 29 条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

- 2 理事は、正会員のうちから選任する。
- 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、理事長を選定する場合において、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者理事を選定する方法によることができる。
- 4 監事は、会員のうちから選任する。ただし、必要があるときは本会の会員以外の者から選任することを妨げない。
- 5 本会議所の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 6 本会議所の監事には、本会議所の理事（親族その他の特殊の関係がある者を含む。）及び本会議所の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 7 その他、役員を選任に関して必要な事項は、別に定める規程による。

(理事の職務・権限)

第 30 条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより本会議所の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、本会議所を代表し、業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長の職務を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐して業務を処理し、事務を処理する。
- 5 理事長は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 31 条 監事は、次に掲げる職務を行う

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところの監査報告書を作成する。
- (2) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 本会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査する。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- (5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (6) 総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- (7) 第4号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- (8) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間

以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

- (9) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- (10) 理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

#### (任 期)

- 第 32 条 理事の任期は、選任された事業年度の翌事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 理事又は監事は、本定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 本定款に定めた理事の員数が欠けた場合、理事を補充選任しなければならない。
- 4 監事の任期は、選任された事業年度の翌々事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

#### (辞 任 及 び 解 任)

- 第 33 条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。
- 2 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (直 前 理 事 長 等)

- 第 34 条 本会議所に、直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という。）を置くことができる。
- 2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし業務について必要な助言を行う。
- 3 顧問は、会員のうちから選出し理事会の決議によって選任する。
- 4 顧問は、理事長の諮問に答え、業務について参考としての意見を述べることができる。
- 5 直前理事長等は理事会に出席し、参考意見を述べることができる。
- 6 第 32 条第 1 項並びに第 33 条第 1 項及び第 2 項本文は、直前理事長等の任期、辞任及び解任にこれを準用する。
- 7 直前理事長等は無報酬とする。

#### (報 酬 等)

- 第 35 条 役員は無報酬とする。ただし、正会員以外の監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(取引の制限)

第 36 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会議所の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする、本会議所との取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 本会議所と理事が、本会議所会計規程に定める上限金額を超えて第 1 項第 1 号第 2 号の各号に規定する取引（以下、「特別取引」という）を行おうとする場合には、その理事は第 1 項の規定に該当する理事会における特別取引に関する議事には議決権を有さず、その議事審議中は議場から退席しなければならない。

(責任の免除)

第 37 条 本会議所は、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第 5 章 理 事 会

(構成)

第 38 条 本会議所に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 39 条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う

- (1) 事業計画及び収支予算の決定並びに承認
  - (2) 理事長、副理事長ならびに専務理事の選定及び解任
  - (3) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
  - (4) 規程（総会で決するものを除く）の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (5) 理事の職務の執行の監督
  - (6) 前各号に定めるもののほか、本会議所の業務執行の決定
  - (7) その他法令及び本定款に定める事項
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体



制の整備)

(種類及び開催)

第40条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、原則として月1回以上開催し、最低でも年10回以上開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
  - (4) 第31条第1項第7号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき。
  - (5) 理事長が欠け又は理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号及び第3項第5号により理事が招集する場合及び前条3項第4号後段により監事が招集した場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項記載した書面をもって、開催日の3日前までに各理事及び各監事、直前理事長及び顧問に対し通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、出席した理事の互選とする。

(議決)

第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

## 第 6 章 例会および委員会

(例 会)

第 45 条 本会議所は毎月 1 回以上例会を開く。

2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委 員 会)

第 46 条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。必要に応じて幹事を置くことができる。

3 委員長及び副委員長は、正会員のうちから理事長が理事会において選任する。

4 正会員は、理事長・副理事長・専務理事・監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

## 第 7 章 財産および会計

(財 産 の 構 成)

第 47 条 本会議所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 入会金

(4) 寄付金品

(5) 事業に伴う収入

(6) 資産から生じる収入

(7) その他の収入

(基 本 財 産)

第 48 条 基本財産は、第 5 条 1 項の事業を行うために保有する。

2 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを議決した財産とする。

3 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会において総正会員数の 3 分の 2 以上の同意を得て、その全部もしくは一部を処分し、または担保に供することができる。

4 基本財産の運用益は、第 5 条 1 項の事業に使用しなければならない。

(財 産 の 管 理 ・ 運 用)

第 49 条 本会議所の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会で別に定める規程による。

(会 計 原 則)

第 50 条 本会議所の会計は、公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第 51 条 本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下、「事業計画書等」という。）については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 52 条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第 53 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 1 項第 5 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

- 第 54 条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金の場合には理事会の承認を得るものとし、それ以外の場合には総会において正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。
- 2 本会議所が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとする時も、前項同様の総会の議決を得なければならない。

## 第 8 章 管 理

(事 務 局)

第 55 条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 56 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款その他諸規程
  - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 理事、監事の名簿
  - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
  - (6) 財産目録
  - (7) 事業計画書及び収支予算書
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 各事業年度に係る、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書並びにこれら附属明細書は、作成したときから 10 年間保存する。

## 第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情 報 の 公 開)

第 57 条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、別に定める。

(個人情報の保護)

第 58 条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める。

(公 告)

第 59 条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第 10 章 定款の変更、合併及び解散

(定 款 の 変 更 等)

第 60 条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

- 2 公益目的事業の種類又は内容の変更（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第7条に規定する軽微な変更を除く。）などに係る定款の変更をしようとするときには、変更の認定を行政庁から受けなければならない、それ以外の定款の変更についても、行政庁へ届けなければならない。

（合併等）

第61条 本会議所は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

（解散）

第62条 本会議所は一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第63条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、総会の決議を経て、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第64条 本会議所が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体または公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

（清算人）

第65条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

（解散後の会費の徴収）

第66条 本会議所は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

## 第11章 補則

（委任）

第67条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会議所の最初の理事長は、小山雅弘とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本定款は、平成25年2月23日に改訂。

# 公益社団法人 須賀川青年会議所 会員資格規程

## 第 1 章 目 的

### 第 1 条

本規則は、公益社団法人 須賀川青年会議所(以下、本会議所という)会員の資格及び入会希望者の取り扱いに関する事項を規定したものである。

## 第 2 章 入 会

### 第 2 条

入会を希望するものは、在籍満2年以上の正会員2名の推薦を受け、所定の入会申し込み書を提出しなければならない。

### 第 3 条

前条の推薦者の資格は、次の各号の通りとする。

- (1) 入会后満2カ年以上経過している者。
- (2) 被推薦者に対して道義的責任を負い得る者。

### 第 4 条

理事長は、入会資格審査について会員開発を担当する委員会へ委託する。

### 第 5 条

会員開発を担当する委員会は、推薦者並びに入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を審査しその結果を理事長に答申する。

### 第 6 条

理事会は答申に基づき審査し所定の研修を終了した後入会の適否を決定する。

2. 入会の諾否は、理事長が推薦者並びに入会申込者に書面で通知する。

### 第 7 条

入会を承認された者は入会金の納入をもって正会員となる。

### 第 8 条

本会議所会員の所属する法人及び団体等で、会員が人事異動や転勤等の都合によりやむなく退会した場合、又は卒業した場合でも、継続的に入会を希望した場合には、本会議所会員資格規程第3章における会費の納入は、前会員による会費によりこれを充当し、第2章における入会金は取らないものとする。

### 第 9 条

定款第12条に定める入会金並びに年会費は

入 会 金	正 会 員	総会決議により金額を決定する。
	特別会員	30,000円(終身会費)
会 費	正 会 員	総会決議により金額を決定する。
		(新入会員の入会年度の年会費は、総会決議により決定するものとする。)
賛助会員	1口金	10,000円(1口以上)

### 第 10 条

会費及び入会金の使途は、公益目的事業に30%以上、残りをその他の事業及び管理運営経費(法人会計)で使用する。

ただし、その他の事業の残額については、公益目的事業に使用することができる。

### 第 3 章 会 費 の 納 入

#### 第 11 条

- (1) 正会員は、定款第12条に定める年会費を毎年2月末日迄に納入しなければならない。ただし、理事会の決定により分納することができる。
- (2) 卒業年度に理事長もしくは監事の職を行い、直前理事長および監事として本会議所の役員として残る場合に限り前条で定める特別会員会費のみ納入する事とする。

### 第 4 章 会 員 の 失 格

#### 第 12 条

定款第16条に定める行為があった時は、会員開発を担当する委員会が実情を調査して理事会に報告し、理事会審議を経て総会において総会員の3分の2以上の議決により除名することができる。

#### 第 13 条

年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事は勧告を行い理事会に報告しなければならない。

#### 第 14 条

例会及び委員会に対して、度重なる欠席に及んだ会員の所属委員長は、会員に対して勧告を行い、勧告後1ヵ月以内に適切なる善処の意志表示及び行為のない場合は理事会に報告する。

#### 第 15 条

前条並びに第11条の報告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、その決議により退会を勧告することができる。

### 第 5 章 休 会

#### 第 16 条

- 会員が病気療養・短期の不在・業務上の事由等により、一時的に本会議所活動に参加できない場合は、原則1年以内に限って休会できる。やむを得ない事由がある場合この限りでない。
2. 休会を希望する会員は、理事会に休会届を出し承認を得なければならない。
  3. 休会中も会費・負担金納入義務を有する。

### 第 6 章 特 別 会 員

#### 第 17 条

- (1) 定款第7条の有資格者で特別会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出し所定の入会金を納入したのち特別会員となることができる。
- (2) 卒業年度を越えた直前理事長および定款に定める正会員から選任され任期満了までの監事は特別会員とする。

#### 第 18 条

特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

### 第 7 章 名 誉 会 員

#### 第 19 条

正会員及び本会議所の特別会員でない者で、本会議所に功労のあったもので理事会の推薦により名誉会員とな



る。

第 20 条

名誉会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

## 第 8 章 賛 助 会 員

第 21 条

本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人及び団体は理事会の決定により賛助会員として入会することができる。但し会費を納入しない時は退会とする。

2 会員資格は1年限りとする。

第 22 条

賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出する。

第 23 条

賛助会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し一切の表決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

## 細 則

第 24 条

本規則の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

## 附 則

本規定は、2013年2月1日より施行する。

2013年8月28日改訂。

2014年1月27日改訂。

# 公益社団法人 須賀川青年会議所 役員等選出・選任規程

## 第 1 章 目 的

### 第 1 条

本規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所（以下、本会議所という）定款第29条により本会議所の次年度の役員選任等の選出の方法を定めたものである。

## 第 2 章 役員候補者選任の方法

### 第 2 条

役員候補者選任に関する事項を管理する為、毎年6月1日までに役員候補者選出管理委員会（以下「役選委員会」）を設置し、一般社団・財団法人法第63条第1項の規定により原則として9月臨時総会において次年度役員を選任するものとする。

## 第 3 章 役員候補者選出管理委員会

### 第 3 条

役選委員会は、理事長・直前理事長・専務理事及び運営規程第5条に定める各委員会より各1名宛互選された委員をもって構成して理事会の承認を得る。

2 役選委員会は、互選により1名の委員長を定める。

3 委員長は委員会を掌理する。

4 役選委員会は、役員候補者の選出並びに推薦に関する事務処理を始め理事長に報告書を提出し、原則として9月臨時総会において役員候補者の承認された時点で自動的に解散となる。

## 第 4 章 理事候補者の選出

### 第 4 条

理事候補者は、原則として9月臨時総会において役選委員会が推薦し、各々選任することで理事予定者となる。

2 前項で選任された理事予定者は、翌年1月定時総会終結後、正式な理事となる。

### 第 5 条

任期中に理事長、副理事長、専務理事に欠員を生じた場合は、理事の互選により補充される。理事に欠員を生じた場合には、本規程の手続きにより選任される。但し理事長以外の役員の欠員については理事会および定款がその必要を認めないときは欠員の補充は行わない。

## 第 5 章 監事候補者の選任

### 第 6 条

監事候補者は、原則として 9 月臨時総会において役選委員会が推薦し、推薦された監事候補者は各々選任されることで監事予定者となる。

- 2 前項で選任承認された監事候補者は、翌年 1 月定時総会終結後、正式な監事となる。

## 第 6 章 理事長候補者等の選出

### 第 7 条

役選委員会は、本規程第 4 条において選任された理事予定者の中から、1 名の理事長候補者を総会に推薦する。

- 2 1 月定時総会終了後、理事・監事全員の同意を得て、速やかに臨時理事会を開催し、理事長・副理事長および専務理事の選定、委員長および副委員長の選任ならびに職務分担等を協議、決定する。
- 3 顧問を置く場合も、前項の規定の理事会において選任するものとする。

## 第 7 章 直前理事長及び顧問

### 第 8 条

- (1) 理事長任期を満了した翌年度は、直前理事長として自動的に選任される。
- (2) 本会議所は、理事会の総意により顧問を置くことができる。

## 第 8 章 規程の改廃

### (改廃)

第 9 条 本規程の改廃は理事会の議決による。

平成 25 年 2 月 1 日より施行。

平成 25 年 4 月 23 日に改訂。

平成 25 年 5 月 21 日に改訂。

# 公益社団法人 須賀川青年会議所 運営規程

## 第 1 章 目 的

### 第 1 条

本規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所(以下、本会議所という)の運営を円滑にし、その目的達成を容易なさしめる為に、本会議所定款に基づき組織・運営等に関する事項を規定するものである。

## 第 2 章 理 事 会

### 第 2 条

理事会は、定款第39条に規定する事項のほか次の事項について審議する。

1. 定款及び諸規則並びに諸規程に関する事項
2. 例会に関する事項
3. 会員の入退会及び除名並びに出席向上に関する事項
4. 入会金・会費及び負担金の納期に関する事項
5. 委員会又は部会の編成及び設置改廃に関する事項
6. 委員会活動の助長及びその調整に関する事項
7. 事業計画及びその実行並びに事業報告に関する事項
8. 委員会より提案された事項
9. 公益社団法人日本青年会議所より指示された事項
10. その他重要な事項

## 第 3 章 例会並びに出席

### 第 3 条

例会の開催

原則として毎月1回以上開催しなければならない。

例会の開催日は、理事会に於いて決定し1週間前迄に各会員に通知しなければならない。

### 第 4 条

出 席

正会員は、例会・定時総会・臨時総会・所属委員会・その他本会議所が催す会合に出席しなければならない。

2 例会及びその他の会合に欠席又は遅刻・早退する場合は必ず予め届け出なければならない。

## 第 4 章 委 員 会

### 第 5 条

室及び委員会の種類

定款第47条の規定により設置される委員会の名称、主たる業務及び委員数は、理事会で決議する。  
また、必要に応じて室及び特別委員会を設置することができる。

2 正会員は、すべていずれかの委員会に所属しなければならない。

ただし、理事長、直前理事長、顧問、副理事長、室長、専務理事、会計理事、事務局長は、いずれの委員会にも所属しない。

## 第 6 条

### 室及び委員会の構成

各委員会には、委員長1名、副委員長1名、委員若干名をおく。

また、必要に応じて幹事1名ないし2名をおく事が出来る。

2 委員会管理及び指導役として、室長をおく事が出来る。

3 室長及び正副委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

幹事は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

4 室長及び正副委員長及び幹事の任期は、定款第32条を準用する。

## 第 7 条

### 室及び委員会の任務

室は事業を推進するため各委員会との連絡調整を密にし、必要な場合は室会議を招集することができる。

2 室会議は、室長及び当該室の正副委員長及び幹事をもって構成する。

3 委員会の任務の指針は次の通りとし、各委員会は毎月1回以上会合を持ち各自の事業計画の確立と実施の推進母体となる。

- (1) 総会、例会開催に関する事項
- (2) 新入会員の拡大、審査及びその指導
- (3) 会員の親睦を図るための各種会合の開催
- (4) 指導力開発に関する調査、研究及び会員に対する標準訓練の推進
- (5) 将来の地域の担い手となる人づくりの推進
- (6) 文化的活動を通じ、地域の諸団体との交流
- (7) 地域における教育理念を探り地域社会に対する教育意識の高揚
- (8) 地域の歴史、文化等の調査、研究
- (9) 福島空港を核とした広域的街づくりに関する提言の策定
- (10) 国際化に対応した地域のあり方に関する調査、研究、事業の推進
- (11) 周辺市町村の諸団体と活動を共にし広域的なネットワークの構築
- (12) 福島空港の就航先との人的交流の推進
- (13) 青少年の育成、指導に関しての諸団体との交流
- (14) 広域的な交流のあり方に関する調査、研究
- (15) 福島空港の利活用に関する事業
- (16) 長期的見地にたった運動指針の策定と実施

- (17) 長期的地域政策のための情報収集、提供、啓蒙
- (18) 会報の発行
- (19) 社会開発運動を通じ、青年会議所運動に対する理解を得るための広報活動
- (20) その他の公聴、広報に関する事項

## 第 5 章 事 務 局

### 第 8 条

#### 事務局の設置

本会議所の事務を処理する為、事務局を置く。

### 第 9 条

#### 事務局長

事務局には、事務局長1名を置く。事務局長は事務局を統轄する。必要に応じて事務局次長を若干名置くことができる。事務局長は、理事の中から理事会の決議を経て理事長が任命する。

事務局には、事務局長1名もしくは事務局長を担当する委員会(以下、事務局担当という)を置く。

事務局担当は、事務局を統轄する。

事務局担当が1名の場合は理事の中から、委員会の場合は、担当する委員会を、理事長が任命する。

また、事務局長を置く場合、必要に応じて事務局次長を若干名置くことができる。

### 第 10 条

#### 細 則

前2条の他、事務局に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める本会議所庶務規程による。

## 第 6 章 褒 賞

### 第 11 条

#### 目 的

本会議所は、青年会議所運動の高揚を謀り、本会議所運動に貢献した名誉をたたえ本会議所運動の発展に資するため褒賞を行う。

### 第 12 条

#### 審査及び決定

次の事項に該当する者、個人及び団体を、褒賞委員会を設置し審議決定する。

褒賞委員会メンバーは理事長、直前理事長、専務理事、総務関連委員長、監事、次年度理事長候補者により構成する。

- (1) 本会議所の拡大に著しく努めた者。
- (2) 本会議所運動に顕著な功績があった者。

(3) 各種会合の出席率良好なる者。

2013年2月1日より施行する。

2013年8月28日 改訂。

# 公益社団法人 須賀川青年会議所 庶務規程

## 第 1 章 目 的

### 第 1 条

本規定は、公益社団法人 須賀川青年会議所(以下、本会議所という)の管理運営を円滑にする為、事務局、会計経理、慶弔旅費等に関する事項を規定するものである。

## 第 2 章 事 務 局

### 第 2 条

事務局には、理事長が理事会の承認を得て理事の中から事務局長1名をおく。

### 第 3 条

総会及び理事会の議事録は、事務局長がこれを作成し事務局に備え付けるものとする。

### 第 4 条

事務局は事業年度毎に、次の分類に従い文書等を整理保存しなければならない。

- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| 1. 本会議所の定款並びに諸規則、諸規程     | 永久保存   |
| 2. 総会及び理事会の議事録           | 10年間保存 |
| 3. 本会議所内部の文書             | 5年間保存  |
| 4. 日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴 | 1年間保存  |
| 5. 事務局日誌                 | 3年間保存  |

### 第 5 条

事務局長は、備品台帳を整備し、出入を記載し備品を完全に管理しなければならない。

## 第 3 章 慶 弔

### 第 6 条

会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金、若しくは記念品を贈る。

- |   |               |
|---|---------------|
| 1. 会員の結婚                                    | 10,000円       |
| 2. 会員の死亡                                    | 10,000円 及び 花輪 |
| 3. 会員の長期(1カ月以上の病臥の場合)に亘る傷病                  | 5,000円        |
| 4. 会員の配偶者の死亡                                | 10,000円 及び 花輪 |
| 5. 会員の両親及び子女の死亡                             | 10,000円 及び 花輪 |
| 6. 以上の外、必要と認めるとき正副理事長の協議により、これを決定し理事会に報告する。 |               |



## 第 4 章 旅 費

### 第 7 条

理事長の命じた公務出張に対しては、次の通り旅費を支給する。

1. 目的地までの往復普通料金相等額(用務の都合により特別急行料金を加算する)
2. 宿泊料は実費相当額

### 附 則

本規定は、2013年2月1日より施行する。

## 公益社団法人須賀川青年会議所 役員報酬規程

第1条 この規程は、公益社団法人須賀川青年会議所役員の報酬の支給基準について定めるものである。

第2条 正会員の資格を有する役員の報酬等は無報酬とする。

第3条 正会員の資格を有しない監事の報酬は以下のとおりとする。

- (1) 報酬等は、日当による。
- (2) 報酬等の額の算定方法は、理事会等への出席1回につき20,000円を上限に総会の決議を経た額とし支給する。
- (3) 前項の規定に関わらず、本人が辞退した場合には支給しない。
- (4) 支給の方法は、出席の都度銀行振込による。

第4条 本規程の改廃は、総会の決議による。

### 附 則

この規程は、平成25年2月1日より施行する。

# 公益社団法人 須賀川青年会議所会計規程

## 第 1 章 総 則

(目的)

### 第 1 条

本規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所(以下、本会議所という)における経理処理に関する基本を定めたものであり、収入及び支出の状況並びに財政状態について、それぞれの内容を正確かつ迅速に把握し、本会議所の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

(会計の原則)

### 第 2 条

本会議所の会計は「公益法人会計基準」(平成 20 年 4 月 11 日内閣府公益認定等委員会決定)に基づいて行う。

(会計年度)

### 第 3 条

本会議所の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

(予算及び決算)

### 第 4 条

本会議所の収支予算は、理事会の決議により定め、収支決算は会計年度終了後 1 ヶ月以内にその会計年度末の事業報告書とともに、監事の監査を受け、理事会の承認を経て総会の承認を得なければならない。

## 第 2 章 予 算

(予算統制の原則)

### 第 5 条

本会議所の会計は、すべての収支につき予算統制を行う。

(予算の編成及び管理)

### 第 6 条

予算の編成及び管理はそれぞれ下記の手順にて行う。

- (1) 法人会計:管理責任者は理事のうちから選任した会計担当理事とし、理事会の承認を経て理事長がこれを行う。
- (2) 公益目的事業会計及び収益事業等会計:管理責任者は委員長とし、会計担当理事の確認を受けたのち、理事会の承認を経て理事長がこれを行う。

(予算編成の原則)

### 第 7 条

予算は原則として収入の額の範囲内で編成しなければならない。

- 2 一物品または一取引につき 10 万円を超える予算を計上する場合には、最低 1 社以上の相見積を徴収するなど、支出額の妥当性を確保しなければならない。

(予算科目)

#### 第 8 条

予算は収支の性質、目的に従い、款、項、目に区別する。科目改正は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

(予算編成の様式)

#### 第 9 条

予算編成に当たっては、予算科目と事業計画との関連を明瞭になるような様式を用いるものとする。

(予算の緊急修正)

#### 第 10 条

予算の重要な変更の必要がある場合は、理事会の決議により予算を変更することができる。

- 2 予算を変更した場合は、すみやかに総会または例会において、正会員へ報告するものとする。

(理事会専決事項)

#### 第 11 条

次の事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを執行する。

- (1) 予算の執行
- (2) 緊急の必要に基づく予備費の使用
- (3) 緊急の必要に基づく軽微なる予算の変更

(予算科目外の支出)

#### 第 12 条

予算科目外の支出をしようとする場合には理事会の承認を得なければならない。

(理事長執行事項の委任)

#### 第 13 条

理事長は次の事項を会計担当理事に委任することができる。

- (1) 予算に基づく経常的な収入及び支出
- (2) 予算に基づく物品の購入及びその管理

(委員長の任務)

#### 第 14 条

各担当委員長は、各事業の予算の編成とその執行に関し、随時、適切な資料を作成し理事長に意見を具申すると共に、所管事項に関する予算の執行について、管理監督責任を理事長に対して負うものとする。

### 第 3 章 取引の制限額

(特別取引)

#### 第 15 条

理事が、本会議所と取引を行う場合、その金額に関わらず、その取引を定款 36 条第 3 項に定める特別取引とする。

また特別取引を行う場合、次のすべてを行うものとする。

1. 取引金額の妥当性を確保するため、最低1社以上の相見積を徴収した上で、取引を行う理事は、理事会において取引を行う旨の承認を得なければならない。
2. 取引を行う理事は、特別取引に関する議事には議決権を有さず、その議事審議中は議場から退出しなければならない。
3. 取引を行った理事は当該取引事業が終了したのち、理事会において根拠を示したうえで、取引が終了した旨を報告しなければならない。

## 第4章 会計経理

(会計諸帳簿)

### 第16条

本会議所の会計に用いる諸帳簿は次の通りとする。

1. 帳簿(総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿)
2. 決算書類及び諸表
3. 伝票

(金銭出納)

### 第17条

金銭の出納は会計担当理事が責任管理し、次の証憑を揃えて起票し期日順に整理するものとする。

1. 収入については、発行した領収書控
2. 支出については、受領した領収書
3. 領収書徴収不能のものについては、受領不能理由を記載した支払証明書

(出納口座及び名義)

### 第18条

出納はつとめて銀行の普通預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし理事長印を使用する。

(予算の執行)

### 第19条

予算の執行は理事長もしくは理事長の任命した担当理事の権限により行う。

執行にあたっては、計画を綿密にたて冗費をはぶき、効果的に運用することに努め、単位事業が完了したときは速やかに計算書、証憑及び関係書類を揃え理事会に提出し承認を得なければならない。

(会計経理)

### 第20条

会計担当理事は、決算にあたって前払費用、未収金、未払金等を整理し仮払勘定は原則として、それぞれ担当の科目に振り替え関係帳簿を照合、且つ整理し銀行預金残高証明等証拠書類を整えなければならない。

(会計諸帳簿保管期間)

### 第21条

会計諸帳簿は、次の区分に従い保存するものとする。

- |             |        |
|-------------|--------|
| 1. 決算書類     | 10年間保存 |
| 2. その他の会計書類 | 10年間保存 |

## 第 5 章 監 査

(監査)

### 第 22 条

監事は監査を行うものとする。

- 2 監事はいつでも本会議所の監査を行う為に諸帳簿の閲覧謄写を求めることができる。

## 第 6 章 細 則

(細則の規程)

### 第 23 条

本規程の実務的、効率的運営のため、細則等を規定することができるものとする。

## 第 7 章 規程の改廃

(本規程の改廃)

### 第 24 条

本規程の改廃は、理事会の議決による。

平成 25 年 2 月 1 日施行

平成 25 年 5 月 21 日改訂

## 公益社団法人 須賀川青年会議所 情報公開規程

(目的)

### 第 1 条

この規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所(以下「本会議所」という。)が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本会議所の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

### 第 2 条

本会議所は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(情報公開の方法)

### 第 3 条

本会議所は、情報の種類に応じ、公表、書類の事務所備え置き並びに電磁的方法により行うものとする。

2 前項の規程による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

(書類の事務所備え置き)

### 第 4 条

本会議所は、法令の規程に従い、書類の事務所備え置きを行い、閲覧請求に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置きの書類)

### 第 5 条

前条の事務所備え置きの対象とする書類は別表に掲げるものとし、次条に規程する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

### 第 6 条

本会議所の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、本会議所事務局とする。

2 閲覧の日は本会議所の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前10時から午後4時までとする。

(その他)

### 第 7 条

この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経てこれを定める。

(管理)

## 第 8 条

本会議所の情報公開に関する事務は、執行年度理事長が責任者となり、理事長の選任したものが管理する。

(改 廃)

## 第 9 条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附 則

この規程は、平成25年2月1日より施行する。

## 別 表

	対象書類等の名称	保存期間
1	定款	永久
2	事業計画書・収支予算書・資金調達および設備投資の見込みを記載した書類	10年
3	計算書類等(各事業年度の計算書類・事業報告書・付属明細書)監査報告書	10年
4	財産目録	5年
5	役員等名簿	10年
6	運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	10年
7	寄付等による受け入れ財産及び資金	10年
8	総会議事録	10年
9	理事会議事録	10年
10	会計帳簿	10年



# 公益社団法人 須賀川青年会議所 事務局員就業規程

## 第 1 章 総 則

(目 的)

### 第 1 条

この規程は、公益社団法人 須賀川青年会議所(以下、本会議所という)の円滑な運営をはかるため局員の就業に関する事項を定めたものである。

### 第 2 条

局員はこの規程に基づいて定められた諸規程を遵守し本会議所の発展に努めなければならない。

## 第 2 章 人 事

### 第 1 節 採 用

(採 用)

#### 第 3 条

本会議所は、就業を希望する者の中から理事会の選考を経て認められた者を局員として採用する。

(提出書類)

#### 第 4 条

就業を希望する者は次の書類を提出しなければならない。但しその一部を省略することができる。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 最近3ヶ月以内の写真
- (4) その他青年会議所が指定する書類

(身上の異動等の届出)

#### 第 5 条

局員は次の各号につき変更のあった場合には、直ちに本会議所に届出なければならない。

- (1) 現住所
- (2) 本籍地
- (3) 本人の氏名
- (4) その他身上に関する事項

### 第 2 節 退職及び解雇

(退 職)

#### 第 6 条

局員が次の各号の一に該当するときは退職とする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退職を願い出て承認されたとき

(退職の承認)

#### 第 7 条

前条第2号の退職願いは少なくとも60日前に提出しなければならない。この場合、本会議所の承認があるまでは従前の勤務に従事しなければならない。

(解雇)

#### 第 8 条

局員が次の各号の一に該当するときは解雇する。

- (1) 心身の障害によって勤務に耐えないと認めたとき。
- (2) 勤務成績が著しく不良で職務の遂行に適さないと認めたとき。
- (3) 天災地変、その他やむを得ない事由により本会議所の事業を縮小するとき。又は事業の継続が不可能になったとき。

(解雇の予告)

#### 第 9 条

局員を解雇するときは30日前に本人に予告するか、又は30日分の平均賃金を支払って解雇する。但し各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 天災地変、その他やむを得ない事由のために事業が不可能となった場合。
- (2) 局員の責に帰すべき事由に基づき解雇する場合。

## 第 3 章 服 務

### 第 1 節 服 務 規 程

(サービスの原則)

#### 第 10 条

局員は品性を正しくし、他人の人格を尊重して信義を重んじなければならない。

##### (1) (勤 務)

就業日には所定就業時間を完全に勤務しなければならない。但し理事長が認めた場合はこの限りではない。

##### (2) (事務局の整理、保管)

- (イ) 事務局は快適に職務につけるよう常に整理、整頓につとめ、清潔に保持しなければならない。
- (ロ) 事務局の器物、設備等は大切に保管すると共に効率的な使用に留意し、私用に供してはならない。

##### (3) (サービス態度)

言葉づかい、服装、態度に常に留意し、明朗、闊達にサービスし、いやしくも来客及び職場に不快の念を与えるようなことはあってはならない。

##### (4) (連絡、協調)

- (イ) 本会議所会員相互の連絡協調に努め、業務の運営に円滑を期さなければならない。

(ロ) 職務の遂行に当たって自己の能力を充分発揮すると共に事務改善に関し常に工夫、研究するよう心掛けなければならない。

(5) (自己規律)

(イ) 局員は本会議所に損害を及ぼし又は本会議所を傷つけあるいは本会議所の不名誉となる行為をしてはならない。

## 第 2 節 就 業 時 間

(就業及び休憩時間)

### 第 11 条

(1) 1週間の就業時間を25時間とし、1日の始業、終業時刻を次の通りとする。

就業時間		始 業	終 業
	平 日	午前 10 時 00 分	午後 4 時 00 分

(2) 休憩時間は1日1時間とし、適宜業務に支障のないよう使用する。

(就業時間の変更)

### 第 12 条

本会議所は業務上必要あるときは前条に定める就業時間を変更し、又は全部もしくは一部の就業時間の変更を命ずることがある。

(休 日)

### 第 13 条

休日は次の通りとする。

- (1) 日 曜 日
- (2) 土 曜 日
- (3) 国民の休日
- (4) その他、青年会議所が定めた日

(休日の変更)

### 第 14 条

前条の休日は業務の都合により止むを得ない場合は2週間以内に他の日と振替えることがある。

## 第 3 節 休 暇

(休 暇)

- (1) 年次有給休暇
- (2) 忌引休暇
- (3) 生理休暇
- (4) 特別休暇

### 第 15 条

(1) 局員は毎年度(当年1月1日から12月31日まで)次の年次有給休暇を継続又は分割してうける

ことができる。

休暇日数 10 日

- (2) 前項の規程は前年度の出勤率が8割以上の局員に対してのみ適用する。
- (3) 前項の出勤率の算定に当っては年次有給休暇、忌引休暇、特別休暇及び業務上の傷病による休務は出勤したものと見做す。

(忌引休暇)

第 16 条

忌引休暇は次の各号に定める目数とする。

- (1) 父母の死亡の場合 7 日
- (2) 祖父母、兄弟姉妹の死亡の場合 5 日

(生理休暇)

第 17 条

生理休暇は生理日の勤務が著しく困難か又は生理に有害な場合当該生理期間とする。

(特別休暇)

局員が次の各号の一により就業できないときはそれぞれに定める日数の休暇を与えるものとする。

- (1) 現在居住する家屋が焼失、倒壊、浸水及びこれに類する災害を受けたとき……本会議所の認定した期間
- (2) 伝染病予防法による交通遮断又は隔離のため就業できない期間、但し本人の責に帰すべき罹病の場合はこの限りでない……その期間

(休暇の手続き)

第 18 条

- (1) 本節に定める休暇をとる時は事前に休暇事由及び休暇時間を事務局長に届出なければならない。
- (2) 年次休暇は局員の請求した期日を与える。但し業務の都合によりその期日を変更することがある。

(期間の計算)

第 19 条

休暇の起算日は休暇事由発生の日とし、休暇日数の計算については休日を通算する。但し、年次有給休暇については休日を通算しない。

## 第 4 章 給 与

(給与規程)

第 20 条

局員の給与は月額 75,000円とする。

## 雑 則

この規程は、平成25年2月1日より施行する。

## 個人情報保護に関する基本方針

公益社団法人須賀川青年会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、修練、奉仕及び友情をもって地域社会及び国際社会の健全な発展を目指し、明るい豊かな社会の実現を目的とする団体です。本会の取得する個人情報はこの目的に沿って使用するもので、「個人情報保護に関する法律」に基づき、個人情報に関して適用される法令を遵守し、個人情報を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。

### 1 個人情報の取得

本会議所は、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の意思で提供された情報を取扱います。

### 2 利用目的及び保護

本会議所が取扱う個人情報は、その利用目的の範囲内でのみ利用します。また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することは致しません。

### 3 管理体制

- (1) すべての個人情報は、不正アクセス、盗難、持出し等による、紛失及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正措置を講じます。
- (2) 個人情報をもとに、利用目的内の業務を外部に委託する場合は、適正な管理が行われるよう管理・監督します。
- (3) 個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問合せは、随時受け付け、適切に対応します。

### 4 法令遵守のための取組みの維持と継続

- (1) 本会議所は、個人情報保護に関する法令及びその他の規則に則った業務運営に努めて参ります。
- (2) 本会議所が保有する個人情報を保護するための方針や体制等については、本会議所の事業内容の変化及び事業を取巻く法令、社会環境、IT環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善します。

平成25年 2月 1日

〒962-0844

福島県須賀川市東町59-25 須賀川商工会館内

Tel:0248-76-7083 Fax:0248-76-3292

e-mail:info@sukagawa-jc.jp

公益社団法人 須賀川青年会議所

理事長 小山 雅 弘